失踪宣告取消

平成２９年（家）第２６０８号
本籍神奈川県川崎市川崎区京町２丁目11番、住所東京都八王子市東中野47　大勝建設株式会社方
申立人（失踪者）　會田　忠雄
昭和26年９月14日生
平成30年３月３日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

平成２９年（家）第３１５号
本籍兵庫県姫路市山田町西山田411番地、住所京都府城陽市平川横道70　渥美建設内
申立人（失踪者）　松岡　　忍
昭和12年３月５日生
平成29年７月27日失踪宣告取消審判確定
京都家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２９年（へ）第１号
群馬県高崎市上佐野町701番地
申立人　株式会社ジョーシン・シャックス
代表者代表取締役　中村　丙午
権利を争う旨の申述の終期　平成30年２月28日
平成30年３月２日　太田簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｂ663136
金額　371,088円
支払期日　平成29年11月10日
支払地　群馬県太田市
支払場所　株式会社群馬銀行韮川支店
振出日　平成29年５月31日
振出地　群馬県太田市清原町２番地６
振出人　日本陸送株式会社　代表取締役　黒岩　一夫
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２９年（へ）第５号
埼玉県八潮市大曽根1357番地12
申立人　有限会社モリヤリスポンズ
代表者代表取締役　守屋　　渡
申立人代理人弁護士　田口　哲朗
権利を争う旨の申述の終期　平成30年３月１日
平成30年３月２日　武蔵野簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　２通
⑴小切手番号　Ａ103542
金額　1,007,350円
支払人　株式会社みずほ銀行吉祥寺支店
支払地　東京都武蔵野市
振出日　平成29年７月28日
振出地　東京都武蔵野市
振出人　株式会社みずほ銀行吉祥寺支店　支店長　森園美智子
最終所持人　申立人
⑵小切手番号　Ａ103543
金額　300,000円
⑵の小切手の支払人、支払地、振出日、振出地、振出人及び最終所持人は⑴の小切手の記載に同じ

平成２９年（へ）第１号
岐阜県恵那市大井町1202番地の４
申立人　セントラル建設株式会社
代表者代表取締役　阿部伸一郎
申立人代理人弁護士　川村　和夫
権利を争う旨の申述の終期　平成30年２月28日
平成30年３月１日　中津川簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＢＣ5949
金額　10,000,000円
支払期日　平成29年12月25日
支払地　中津川市
支払場所　株式会社十六銀行中津川支店
振出日　平成29年８月25日
振出地　岐阜県中津川市
振出人　東海道路株式会社　代表取締役　丸山　大知
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＢＣ5950
金額　4,364,000円
⑵の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人、最終所持人は⑴の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１４６４号
東京都八王子市横山町３番９号
債務者　株式会社ＴＲＵＳＴ　ＷＯＲＫＳ
代表者代表取締役　齋藤　重義
１　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉羽真一郎
４　破産債権の届出期間　平成30年４月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５２０号
東京都渋谷区神宮前３丁目31番18号　外苑コーポ502
債務者　株式会社グレイマジック
代表者代表取締役　武田　浩克
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澤田　和也
４　破産債権の届出期間　平成30年４月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１号
静岡県三島市東町２番47号
債務者　株式会社野村設計
代表者代表取締役　野村　知史
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　相良　優太
４　破産債権の届出期間　平成30年４月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午前10時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第５５号
栃木県宇都宮市桜４丁目５番６号
債務者　株式会社Ｓｕｎ　Ｒｉｓｅ
代表者代表取締役　安藤　　謙
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊池　昭吾
４　破産債権の届出期間　平成30年４月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前11時50分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第５６号
栃木県宇都宮市松原２丁目２番40号
債務者　株式会社ＡＲＩＡ
代表者代表取締役　安藤　　謙
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊池　昭吾
４　破産債権の届出期間　平成30年４月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前11時50分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第６１号
千葉県四街道市みそら４丁目21番11号
債務者　山武運輸株式会社
代表者代表取締役　阿部　勝樹
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大石　聡子
４　破産債権の届出期間　平成30年４月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前10時
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１５１８号
東京都豊島区東池袋１―48―10―925、商業登記簿上の住所東京都豊島区東池袋１丁目48番10号
債務者　アイバス出版株式会社
代表者代表取締役　杉山　雄一
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井垣　　弘
４　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部